

私は、第2号、第3号、第8号、第10号、第27号、第28号の6議案について、反対の立場から討論します。

第2号議案は、来年1月1日施行のマイナンバー制度の個人番号について、県の執行機関内で利用するための条例制定です。社会保障、税および災害対策などに利用することですが、個人情報保護や悪用防止対策は万全か、高齢者や障害者などに理解されているのか、県民の疑問や不安は強まる一方です。現に番号通知の段階で、全国各地で番号流出など不測の事態が起きています。国民にはメリットがなく、プライバシー権がおかされるおそれのあるマイナンバー制度の施行は中止すべきです。

第3号議案は、英国大使館別荘、イタリア大使館別荘など中禅寺湖畔国際避暑地記念施設の利用と管理を定める条例です。英国大使館別荘の復原により、湖の景観に加え、中禅寺湖の歴史をしのばせる観光資源が拡充されたことは歓迎します。しかし両大使館別荘に入館するのにそれぞれ大人200円の観覧料を徴収することには反対です。イタリア大使館別荘はこれまで無料で開放され、任意の「協力金」によって年間3百万円程の募金がありました。こうしたやり方こそ、奥日光に足を運んでくださる観光客への「おもてなし」として、望ましいのではないのでしょうか。

第8号議案は、知事の権限に属する事務を市町村へ委譲する条例改正です。第5次地方分権一括法などを受け、4級までの農地の転用許可にかかる知事の権限を指定する市町村に委譲することなどが含まれます。開発優先で農地の改廃に歯止めがかからなくなる懸念があり、県が農業・農村振興に責任を負うべきとの立場から反対します。

第10号議案「県税条例の一部改正について」は、県税事務所長の権限で税の分割納入を認めてきた従来のやり方にかえて、申請により要件を満たす者だけに徴収の猶予、差し押さえの猶予を認めるものです。景気が悪く、自動車税をやむなく分割納入している自営業者は多数おられ、すでに県税事務所から「来年度から分割は認めない」と通知されたとの話も聞いています。県民にとって死活問題である徴税方法の強化に反対します。

第27号議案は、日光宇都宮道路のトンネル大規模改修と石那田インターチェンジの建設にともない通行料金の徴収期間を12年2ヶ月延伸するものです。老朽化対策は必要ですが、新たなインター建設は中止し、その分、料金徴収期間を短縮して、県民や観光客に無料開放する時期を早めるべきです。

第28号議案は「地方独立行政法人栃木県立がんセンター中期目標を定めることについて」です。独立行政法人化は、がんセンターを県から切り離して別法人とし、経営面での独立性を強め、交付金を削減することがねらいです。中期目標は法人の経営責任の明確化、効率化などで、5年間で経常収支の黒字化をめざすものです。がんセンターは消費税の増税や、医療報酬の実質引き下げなど国の医療費抑制政策により赤字が増加しており、黒字化を急げば、患者負担の引き上げとサービス低下、職員の待遇切り下げは必至です。すでに独法化された宮城県立病院機構では、医師との面談も有料化されるなど患者負担が増えたと聞きます。県民が安心して先進のがん治療を受けられる病院として、県が運営費の面でもしっかり支えるべきとの立場から独立行政法人化にともなう中期目標に反対します。以上、日本共産党の反対討論といたします。